

# 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）コンプライアンス規程に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問合せ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

(体制)

第2条 相談窓口は本連盟総務コンプライアンス委員会の下に置く。

2 本連盟は、相談窓口を円滑に運営するため、事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(対象の範囲)

第3条 相談窓口は、コンプライアンス規程に定める役職員等のコンプライアンス規程違反についての相談等に対応する。但し、私怨・誹謗中傷・不平不満に関するものは除く。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、原則として電子メールによる方法とする。電話・ファクシミリ・書面による方法については可能な限りにおいて個別に対応するものとする。

2 前項の利用方法は、本連盟ホームページ等に掲載し、その周知徹底を図る。

(手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、遅滞なく通知するとともに、相談等の内容を確認する。

2 相談窓口は、前項の確認の後、遅滞なく相談内容を総務コンプライアンス委員長に報告する。

3 総務コンプライアンス委員長は、相談窓口の相談内容について報告を受けた場合、解決に最も適する本連盟担当委員会等に通知し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。なお、事案に応じて、総務コンプライアンス委員会が直接事実の確認及び適切な対応を行うことを妨げない。

4 事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会等は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、総務コンプライアンス委員長に報告する。

5 総務コンプライアンス委員長は、相談等が匿名で連絡先が確保できないこと等によって、この規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除される。

6 総務コンプライアンス委員長は、事案及びその確認並びに対応結果について、総務コンプライアンス委員会に報告する。

7 総務コンプライアンス委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応する。

8 総務コンプライアンス委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案する。

9 相談窓口担当者、総務コンプライアンス委員会委員、その他事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会等は、相談者のプライバシー保護及び調査関係者のプライバシー保護に配慮しなければならない。

10 本連盟は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の保護)

第6条 相談窓口担当者及び総務コンプライアンス委員会委員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

2 事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会等は、正当な理由なく、相談・調査内容等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談窓口担当者、総務コンプライアンス委員会委員並びに事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会等は、法令及び本連盟諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(補則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、本連盟総務コンプライアンス委員会で定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、2017年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。